

獨協医科大学学生生活に関する規程

昭和50年4月1日
制定

改正 平成11年2月23日
平成27年4月1日
平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の遵守すべき事項について定めることを目的とする。

(保証人及び副保証人)

第2条 学生は、その身元を保証するため保証人及び副保証人を立てなければならない。

2 保証人は、父母又はこれに代わる者で、独立の生計を営み保証人として責務を果たすことのできる者とする。

3 副保証人は、保証人と別生計で原則として近県に居住し容易に連絡のつく者とする。

4 学生は、保証人及び副保証人に異動があったときは、変更届を速やかに医学部にあつては学務部学生課、看護学部にあつては看護学部事務室庶務学生課（以下「当該学部学生担当課」という。）に提出しなければならない。

(在学誓書)

第3条 学生は、入学の際に本人及び保証人が署名押印した在学誓書を提出し、これを守らなければならない。

(品位の保持及び学内環境の保全)

第4条 学生は、常に学生としての品位を保ち礼儀正しくするほか、学内における環境及び秩序の維持向上に努めなければならない。

(学生証)

第5条 学生は、入学の際に当該学部学生担当課で学生証の交付を受けるものとする。

2 学生証を破損又は紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

3 再交付を受けようとするときは、別に定める手数料を納入するものとする。

4 学生証の記載事項に異動が生じたときは、直ちに届け出て訂正を受けなければならない。

5 学生証の有効期間は、卒業日までとする。

6 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

7 学生は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を当該学部学生担当課へ返納しなければならない。

(学生証の着用)

第6条 学生は、大学及び病院内において学生証を見やすい位置に着用しなければならない。

2 学生証を着用していない学生は、受験、図書の出借及び厚生施設の利用ができないほか、諸証明書の交付などを受けられない。

(住所及び身上の異動)

第7条 学生は、入学の際に住所届を当該学部学生担当課へ提出しなければならない。

2 住所を変更したときは、直ちに変更届を提出しなければならない。

3 学生は身上に異動があったときは、直ちに異動届を提出しなければならない。

(学友会及び課外活動)

第8条 学則第54条の規定により、学生は入学と同時に当該学部の学友会の会員となる。

2 当該学部の学友会に関する事項は、別に定める。

(集会)

第9条 学生が学内において集会しようとするときは、その責任者は開催日の3日前までに当該学部の学生部長（以下、「当該学生部長」という。）の承認を受けるものとする。

(政治活動及び宣教活動)

第10条 学生は、学内において政治活動及び宣教活動を行ってはならない。

(学内施設の利用)

第11条 学生が学内の施設を利用しようとするときは、使用願を提出し許可を受けるものとする。

(掲示、印刷物配布及び寄付募集等)

第12条 学生が学内で掲示しようとするときは、責任者名を記した掲示等をあらかじめ呈示し、当該学生部長の承認印を受けその指示に従い所定の掲示板等に掲示しなければならない。

2 掲示物の承認期間を経過したものは、責任者において速やかに取りはずさなければならない。

3 前2項の規定に従わない掲示等は、これを取り除くことができる。

4 学生が学内において印刷物の配布、寄付募集、署名運動又はこれに類する行為をしようとするときは、当該学生部長の承認を受けなければならない。

(健康診断及び健康管理)

第13条 学生は、毎年度定期に行う健康診断を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康を管理するため必要があると認めるときは、治療を指示し又は登校を停止させることができる。

(退学、休学及び復学の手続等)

第14条 学生が退学、若しくは休学し又は休学期間中に復学しようとするときは、保証人と連署で退学願、休学願又は復学願を学年担任等を経由して医学部にあつては学務部教務課、看護学部にあつては看護学部事務室看護教務課(以下「当該学部教務担当課」という。)に提出しなければならない。

2 休学願には、病気を理由とする場合にあつては医師の診断書を、その他の場合にあつては、その詳細な理由書を添付しなければならない。

3 休学者は、休学期間中少なくとも年間2回程度当該学年担任等と面談するか又は文書にて近況を学長に報告しなければならない。正当な理由がなくこの義務を怠った場合は、継続して休学を希望しても認めず退学を勧告することができる。

4 休学者は、休学期間が連続して3年に及ぶ場合において3年目の休学をしようとするときは、保証人と共に当該学年担任等と面談し、その休学が本人にとって最良の選択であり、休学を継続することによって正常な状態で復学できる可能性が極めて高いことを文書により学長に報告しなければならない。この報告がない場合は、退学を勧告するものとする。

5 休学者が復学しようとするときは、保証人と共に当該学年担任等と面談し、復学が十分可能であることを報告した上で復学願を提出するものとする。この場合において、休学の理由が病気の場合は主治医の診断書を、また病気以外の場合は、復学後勉学に専心する旨を明記した本人の宣誓書を添付しなければならない。

(欠席届)

第15条 学生が引続き7日以上登校することができないときは、欠席届を学年担任等を経由し当該学部教務担当課に提出しなければならない。

2 欠席届には、病気を理由とする場合にあつては医師の診断書を、その他の場合にあつては、その詳細な理由書を添付しなければならない。

(承認又は許可の取消)

第16条 この規程の定めるところにより承認又は許可を受けたものが、その承認又は許可事項等に違反したときは、その承認又は許可を取り消すことができる。

(大学院生への準用)

第17条 この規程は、本学大学院医学研究科、看護学研究科及び助産学専攻科に在籍する学生に準用する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、当該学部教授会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年 細則第1号)

この細則は、平成11年2月23日から施行する。

附 則 (平成18年 規程第32号)

(平成19年 規程第10号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 規程第100号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。